

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 1. 住民投票の種類

法的根拠		備考
憲法に基づくもの		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一の地方公共団体のみ適用される特別法の制定に係る住民投票(憲法第95条)</li><li>・ 憲法改正の承認に係る国民投票(憲法第96条)</li></ul>
法律に基づくもの		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治法に基づく議会の解散請求における住民投票(地方自治法第76、77、78条)</li><li>・ 地方自治法に基づく議員又は長の解職請求における住民投票(地方自治法第81、82、83条)</li><li>・ 市町村の合併の特例に関する法律に基づく住民投票(第4条、第5条)</li></ul>
条例に基づくもの	常設型	○ 予め住民投票の要件等を定めた基本的な条例を制定しておき、条件を満たした場合に実施するもの
	個別設置型	地方自治法第74条に基づく住民からの直接請求又は議員や市長の提案により案件ごとに住民投票条例を制定して実施するもの

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 2. 目的(第1条関係)

・地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思表示手段としての住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する

## 3. 住民投票に付することができる重要事項(第2条関係)

・市が行う事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの

・ただし、次に掲げる事項を除く

- (1) 本市の権限に属さない事項(本市の意思として明確に表示しようとする場合を除く)
- (2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 本市の組織、人事、予算の調製及び執行の権限その他市の執行機関の内部事務処理に係る事項
- (4) 特定の市民又は地域に関する事項
- (5) (1)～(4)に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 4. 住民投票の執行(第3条関係)

- ・住民投票は、市長が執行する
- ・市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、葛城市選挙管理委員会と協議をして、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を葛城市選挙管理委員会に委任する

## 5. 投票資格者(第4条関係)

- ・葛城市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

## 6. 住民投票請求(第5条関係)

- ・投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを請求すること(=住民投票請求)ができる
- ・既に請求又は発議に係る手続が開始されている場合においては、当該請求又は発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を請求することができない

## 7. 住民投票の形式(第6条関係)

- ・二者択一で賛否を問う形式のものとして、請求されたものでなければならない

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その1)

住民投票請求しようとする「代表者」が市長に対し、実施請求書により、代表者証明書交付の申請(第7条第1項)

「3. 住民投票に付すことができる事項」・「7. 住民投票の形式」に適合

「3. 住民投票に付すことができる事項」・「7. 住民投票の形式」に適合せず

市長により、代表者に対し代表者証明書の交付／審査結果の告示

市長により、代表者に対し不適合の通知／審査結果の告示

(第7条第2項・第3項)

代表者による投票資格者に対する署名等の収集(第8条各項)

**【原則(※)、実施請求書審査結果の告示の日から1月以内】**

※本市の区域内で選挙が行われる場合は、署名等を求めることができない(第8条第2項)ため、署名等を求めることができない期間を除き、実施請求書審査結果の告示の日から31日以内

署名簿に署名等した者の数が必要署名者数以上になったとき

署名簿の提出等(第9条各項)

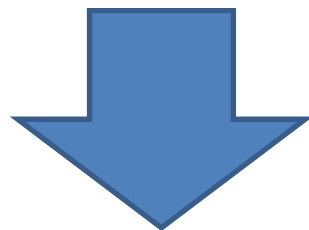
**【署名の収集が認められた期間の満了日から5日以内に市長に提出し、署名等の証明を求める】**

次ページへ続く

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その2)

前ページより



提出期限内に提出  
された場合

必要署名者数に満たないこ  
とが明らかであるとき又は  
提出期限を経過した場合



市長による却下(第9条第2項)

- ・審査名簿の調製・抄本閲覧(第10条第1項・第2項)
- ・審査名簿の登録内容に対して異議申立て可(第10条第3項・第4項)



署名等の審査(第11条第1項)  
【署名等の証明を求められた日から20日以内】



- ・署名簿の関係人への縦覧(第11条第2項)  
【署名等の証明が終了した日から7日間】
- ・署名簿の署名等に対して異議申立て可(第11条第3項・第4項)



次ページへ続く

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その3)

前ページより

縦覧の期間内に関係人の異議申出がないとき、又は  
全ての申出についての決定をしたとき

有効な署名等の総数を告示(第11条第5項)

・住民投票請求の受理、住民投票の実施決定(第12条第1項)  
・住民投票実施決定について、当該住民投票請求に係る代表者及び市議会議長への通知、告示(第12条第2項)

・投票日の告示(第13条第1項)

**【住民投票実施に係る告示の日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内で投票日の7日前までに告示】**

・投票日の変更(第13条第2項・第3項)

**【選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるとき、投票日の7日前までに告示(当初投票日告示の日から起算して90日を超えて投票日を定めても可)】**

・投票日変更の告示後、天災その他避けることのできない事故その他特別な事情により市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができ、その場合、市長は、速やかにその旨を告示し、及び変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示(第13条第4項)

次ページへ続く

## 葛城市住民投票条例(案)の概要

### 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その4)

前ページより



・市長により、住民投票請求の内容の趣旨及び住民投票実施に係る告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供(第14条第1項)

・市長により、住民投票実施決定に係る告示の日から投票日の前日までの期間、住民投票請求の内容を記載した文書の写し及び住民投票請求等の事項に係る資料その他の行政上の資料を一般の縦覧に供する(第14条第2項)

※葛城市情報公開条例第6条各号に規定する公開しないことができる公文書はこの限りではない

・情報提供・縦覧における公平性及び中立性の保持(第14条第3項)

・投票管理者、開票管理者、不在者投票管理者による住民投票運動の禁止(第15条第1項・第2項)

・他の選挙期間における住民投票運動の禁止(当該選挙の候補者や衆参名簿届出政党・政治団体を除く)(第15条第3項)

・買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない(第15条第4項)



次ページへ続く

# 葛城市住民投票条例(案)の概要

## 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その5)

前ページより

- ・投票資格者名簿の調製・抄本閲覧(第16条第1項～第3項)
- ・審査名簿の登録内容に対して異議申立て可(第16条第4項・第5項)

- ・投票区及び投票所の設置(第17条)
- ・投票管理者及び投票立会人の設置(第18条)

- ・指定の投票所にて、投票、期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票の実施(第21条各項～第22条各項)

- ・開票区及び開票所の設置(第23条各項)
- ・開票管理者及び開票立会人の設置(第24条各項)

- ・開票作業(投票の効力は開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定)(第25条各項)

次ページへ続く



## 葛城市住民投票条例(案)の概要

### 8. 住民投票請求の流れ(第7条～第29条関係)(その6)

前ページより

・住民投票は、一の住民投票に付されている事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しない(この場合は開票作業その他の作業は行わない)(第26条)

・市長は、住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、代表者及び市議会議長に通知(第27条)

・一の住民投票に付されている事項について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1に達したときは、議会、市長及び市民は住民投票の結果を尊重(第28条)

・住民投票が実施された場合には、住民投票結果告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票請求を行うことができない(第29条)